

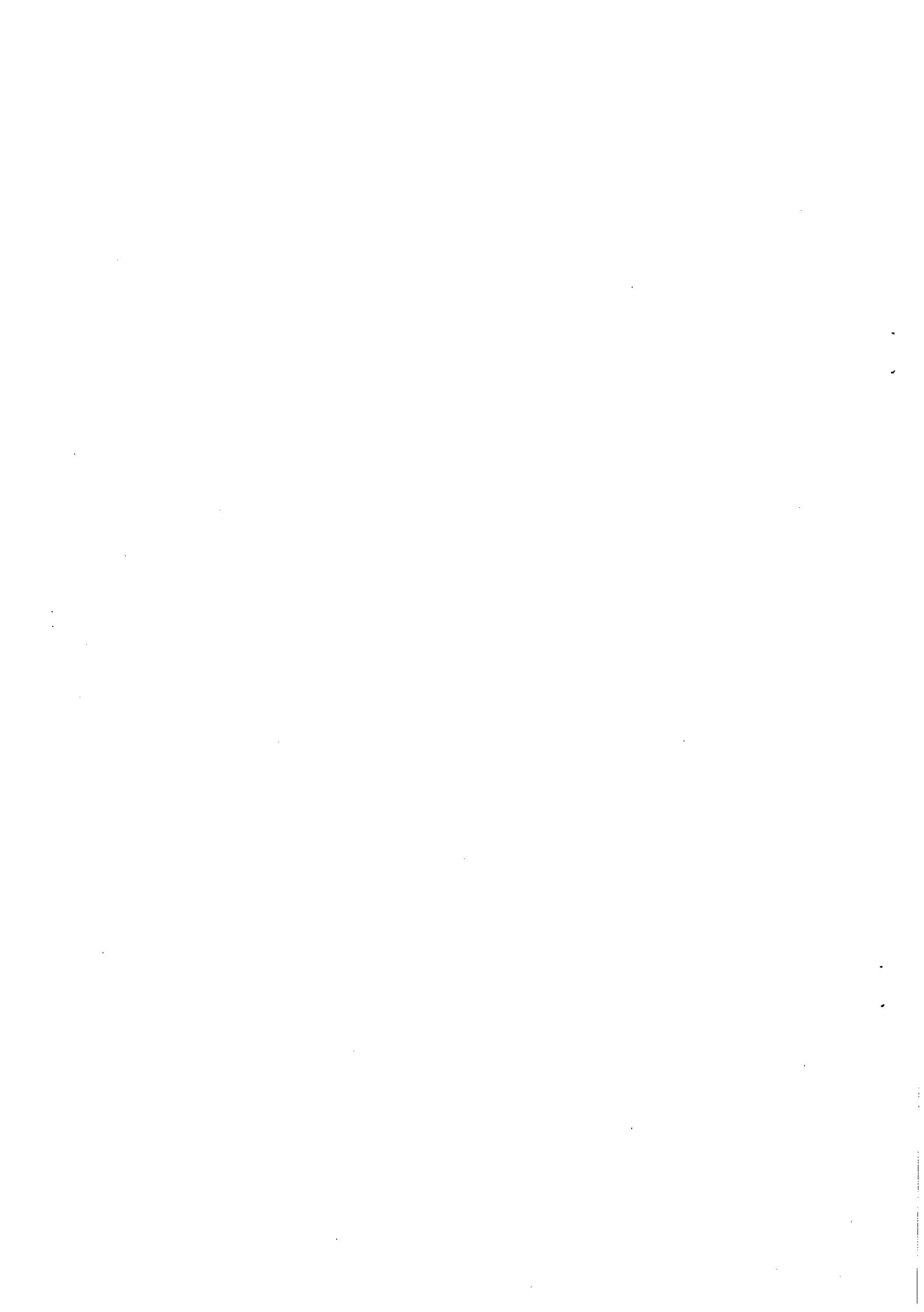
地域振興県土警察常任委員会資料

(平成28年7月19日)

[件名]

- 1 湯梨浜町園地内（泊漁港海岸）で発見された不審な漂着物への対応について
(危機対策・情報課) … 1
- 2 6月22日の北朝鮮ミサイル（ムスダン）発射への対応等について
(危機対策・情報課) … 3
- 3 島根原子力発電所1号機廃止措置計画認可等に係る原子力規制委員会への申請に関する中国電力から本県への報告について
(原子力安全対策課) … 5
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第27報）
(原子力安全対策課) … 45
- 5 消防防災ヘリコプター「だいせん」飛行中における無線アンテナの折損・落下事故の発生について
(消防防災課) … 49
- 6 鳥取県消防団の在り方検討委員会（第1回）の開催について
(消防防災課) … 51
- 7 平成28年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施について
(消防防災課) … 52

危機管理局



湯梨浜町園地内（泊漁港海岸）で発見された不審な漂着物への対応について

平成28年7月19日
危機対策・情報課

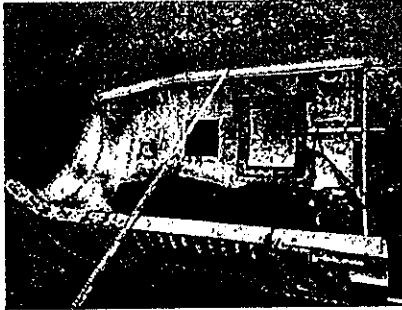
平成28年6月16日（木）に湯梨浜町園地内（泊漁港海岸）で発見された不審な漂着物への対応状況等について、下記のとおり報告します。

1 発見日時等

- ・発見日時：平成28年6月16日（木）午後2時頃
- ・場所：鳥取県湯梨浜町園地内の泊漁港海岸（原川河口付近）
- ・発見者：中部総合事務所 県土整備局職員
- ・漂着物等



漂着物（表）
【長さ：約1.8m】



漂着物（裏）
【幅：約1.2m】



場所：泊漁港海岸（泊東郷IC北側）

2 経緯及び対応状況

◆ 16日（木）

- 14時頃、湯梨浜町園地内の泊漁港海岸（原川河口付近）において、中部総合事務所県土整備局職員が海岸巡視を行っていたところ、不審な漂着物を発見した。
- 18時45分頃、中部総合事務所から倉吉警察署へ報告を行い、一先ず現場で保管作業を実施した。
- 21時30分頃、自衛隊鳥取地方協力本部へ情報提供し、対応を依頼した。
- 23時頃、警察は、安全性を確認するためにN B C（核・生物・化学兵器）部隊を派遣し、危険性のないことを確認した。

◆ 17日（金）

- 3時40分頃、警察が当該漂着物を回収し、倉吉警察署に一時保管した。
- 9時45分、消防庁国民保護室へ報告（関係資料送付済み）し、「内閣官房へ報告する」旨の報告を受けた。
- 13時、県の関係部局で「情報連絡会議」を開催し、情報共有と市町村・県民への注意喚起を行うとともに、引き続き政府と調整し対応することとした。

⇒県民への注意喚起

- ・内容：県内沿岸で不審な漂着物等を発見した場合は、触らないで連絡窓口へ報告すること。
- ・周知方法：あんしんトリピーメール、トリッター、ホームページ等で周知
- ・連絡窓口：各県土整備局（事務所）維持管理課

夜間・休日：0857-26-8100（県庁災害情報ダイヤル）

⇒他府県（日本海沿岸）への情報提供

- ・日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議へ情報提供し、注意喚起した。

○19時15分(NHK Web 情報) 中谷防衛大臣は、防衛省において「詳細を把握するために、現地に速やかに調査チームを派遣して現物を確認したい。そのうえで現地で現物を確認した上でさらなる分析が必要であると判断される場合には、漂着物を引き取る方向で検討したい」と記者団に述べた。

◆20日（月）

○午前、防衛省の調査チーム（4名）が漂着物を確認・調査した。

○その結果、「外見等の特徴から北朝鮮のミサイル残骸ではないと否定する材料はない。本日の調査結果を本省に報告し、その上で漂着物を持ち帰って分析することとなるだろう」とコメント発表。

◆22日（水）

○防衛省より「23日、8時30分に漂着物を持ち帰る」旨、連絡あり。

◆23日（木）

○8時32分、漂着物を梱包し自衛隊のトラックに積み込み、倉吉警察署を出発。

○15時30分頃、防衛省に運び込まれ、その後、漂着物が公開された。

→防衛省防衛政策局調査課が中心となり、配線や溶接などの製造技術を調査・分析する。

3 今後の対応等

- ・引き続き、県民・市町村への注意喚起を継続する。
- ・政府（防衛省）の調査・分析状況の確認を行う。

6月22日の北朝鮮ミサイル（ムスダン）発射への対応等について

平成28年7月19日
危機対策・情報課

北朝鮮は、6月22日（水）に5時57分と8時3分の2回、ムスダンとみられるミサイルを発射しました。その概要と本県の対応状況等について、下記のとおり報告します。

1 北朝鮮ミサイル（ムスダン）の発射状況

6月22日（水）、北朝鮮東海岸（元山：ウォンサン）から東の方向に、5時57分に1発目が、8時3分に2発目が発射された。

1発目は、複数に分離したうえで東岸沿岸付近に落下した模様、とのこと。

2発目は、高度1,000km以上に達した後、約400km先の日本海に落下したものとみられる。

2 本県への影響等の確認

6月22日の発射情報入手後、速やかに県関係の漁船・教育委員会の海洋練習船・DBSクルーズの安全を確認した。

3 県の対応等

(1) 6月21日（火）、北朝鮮の弾道ミサイル発射の兆候があり政府が破壊措置命令を出したとの報道があった旨、消防庁より情報提供があり、速やかに県の関係部局への情報提供と市町村に注意喚起（住民への情報提供手段の確認）を実施した。

(2) 6月22日（水）、14時から県の「情報連絡会議」を開催し、県関係部局・警察や市町村等で情報共有と今後の連絡体制や万が一鳥取県に影響がある事態が発生した場合の対応等について確認した。

○県の体制は、引き続き「情報連絡室」により、情報収集を実施すること。

○消防庁等の情報共有や、ノータム（航空機への安全情報）及び航行警報（船舶への安全情報）が出されるなど状況の変化があった場合は、危機管理委員会等の開催など対応を強化すること。

○市町村・消防局へ、引き続き情報連絡体制の確認と保持や、万が一落下した場合の立ち入り禁止措置など安全措置対応及び住民広報のための防災行政無線の再点検等について、周知徹底した。

○知事コメントの発表

・立て続けのミサイル発射とは、言語道断。安保理決議違反であり、厳しく抗議する。

・本県等の安全は確保したが、拉致問題を含め、政府で厳正に対応して欲しい。

(3) 6月23日（木）、破壊措置命令が解除（報道情報）されたが、6月29日の最高人民大会や、6月25日から1か月間は反米闘争月間であり、引き続き情報収集を行っている。

4 県民への広報及び注意喚起の実施

6月22日（水）、「あんしんトリピーメール」や「とりネット（県ホームページ）」等により実施した。

○広報内容等の概要

・北朝鮮の弾道ミサイル2発を発射の状況とその被害が無かつたこと。

・今後万が一、ミサイルが本県に影響する事態となる場合、国からの情報が市町村防災行政無線で放送されるほか、緊急速報（エリア）メールも自動で配信されるため、まずは県民の皆様は平常通りの生活・業務を続けていただくこと。

・船舶の運航者は、航行警報などの情報に注意すること。

<参考>

◆国の対応等

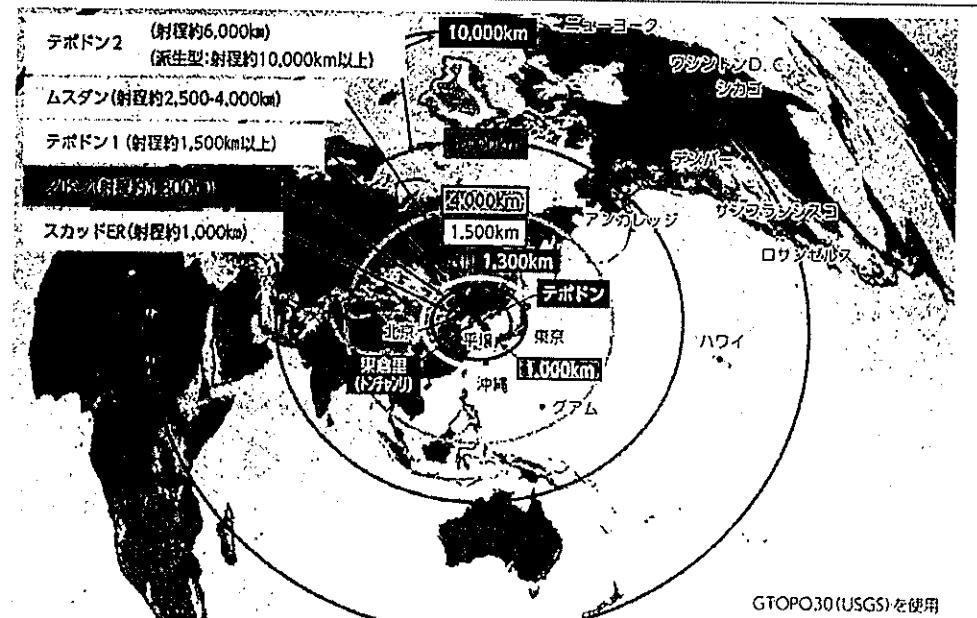
- ・6月21日(火)、政府は北朝鮮が新たに弾道ミサイルを発射する兆候があるとして、自衛隊に対し「破壊措置命令」を発出した(報道情報による)。
- ・6月22日(水)、政府は、防衛省から発射の一報を受け、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」で情報を集約した。
- ・同日夜遅く、安倍総理らが出席してNSC(国家安全保障会議)会合を開き、今後国連などの場で、北朝鮮に対して挑発行為をやめるよう強く求めていくとともに、アメリカや韓国などと緊密に連携して情報の収集や分析に全力を挙げることを確認された。また、中距離弾道ミサイルとしての一定の機能が示されたことから、ミサイルの迎撃能力の向上を急ぐ方針を確認された。
- ・6月23日(木)、国連の安全保障理事会は、報道声明を発表し、北朝鮮が新型の「ムスダン」とみられるミサイルを発射したことについて、「核兵器を運搬する技術を高め、地域の緊張を高めている」と、あらためて強く非難した。
- ・同日、自衛隊への破壊措置命令が解除された(報道情報による)。

◆中距離弾道ミサイル「ムスダン」の概要 [防衛白書(H27年版)より]

ムスダンは、発射台付き車両に搭載され移動して運用されると考えられており、射程は、約2,500～4,000キロメートルに達するとの指摘があり、日本全域に加えグアムがその射程に入る可能性がある。

- ・北朝鮮の弾道ミサイルの射程

図表 I-1-2-2 北朝鮮の弾道ミサイルの射程



(注) 上記の図は、便宜上平野を中心にして各ミサイルの射程を構成するイメージとして示したもの

◆7月9日(土)、北朝鮮の「潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)」発射への対応

・発射状況 (NHKニュースより)

韓国軍は、北朝鮮が11時半頃、北朝鮮東部の日本海からSLBMと見られるミサイルを1発発射され、潜水艦からの射出は成功したものの飛行については失敗(10km程度飛行)した、との見方を示した。

・対応

発射情報入手後、速やかに県関係の漁船や教育委員会の海洋練習船、DBSクルーズの安全を確認した。今回は失敗とのことで、引き続き、情報収集を継続することとした。

島根原子力発電所1号機廃止措置計画認可等に係る原子力規制委員会への
申請に関する中国電力から本県への報告について

平成28年7月19日
原子力安全対策課

平成28年4月28日、安全協定に基づき中国電力株式会社から島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3系統目）の設置に係る事前報告があつたことについて、6月17日に同社に対して回答するとともに、国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に対して要望を行い、島根県との覚書に基づく同県からの意見照会に対して回答しました。併せて、同日、安全協定の立地自治体と同内容への改定について、同社に対して申入れを行いました。

本県からの回答等を踏まえ、7月4日に同社は原子力規制委員会に対して同1号機廃止措置計画認可及び同2号機設置変更許可の申請を行いました。

本県では、申請日と同日に安全協定に基づき同社から申請したことについての報告を受けるとともに、申請日の翌日に同社から直接申請状況について報告を受けました。

1 中国電力株式会社からの申請状況の報告

(1) 報告日時 平成28年7月5日（火）14：00～14：07

(2) 報告場所 危機管理局長室

(3) 対応者 【中国電力】古林本部長、長谷川副本部長、山田鳥取支社副支社長
【鳥取県】城平危機管理局長、水中原子力安全対策監

(4) 報告時の主なコメント

【中国電力・古林本部長】

- 昨日申請を行つたので、今後、国の審査にしっかりと対応していくとともに、自治体にも状況をわかりやすく説明していく。
- この度の申請に当たって要望をいただいた審査状況の説明や使用済燃料、放射性廃棄物の処理については責任を持って取り組む。
- 各方面から様々な場面で言葉が難しく分かりにくいとの声をお聞きしているので、少しでも分かりやすい説明を考えていきたい。

【鳥取県・城平危機管理局長】

- 申請日に申請したことについて報告（申請書の写しも受領）いただくとともに、本日、直接説明にお出でいただいたことについて評価する。
- 廃止措置が長期にわたるので、一連の手続きがなされるその段階毎に報告をいただくとともに、審査状況等についてきちんと説明をお願いしたい。
- 安全を第一に、使用済燃料や放射性廃棄物の処理を責任をもって取り組んでいただきたい。
- 特定重大事故等対処施設、所内常設直流電源（3系統目）についても、安全を第一に取り組んでいただきたい。
- 基準地震動について最新の知見を反映するよう申入れたところであるが、この度、地震調査研究推進本部の新たな知見も出されたので、適切に取り組んでいただきたい。
- 立地自治体並の安全協定への改定についても引き続いてお願いしたい。

【鳥取県・水中原子力安全対策監】

- 住民から不安な点等についてお聞きしているので、不安解消あるいは御理解いただけるように丁寧で分かりやすい説明を引き続きお願いしたい。

2 関係自治体の安全協定等に基づく回答状況

(1) 安全協定に基づく中国電力への回答 *平成28年4月28日に中国電力から事前報告等

関係自治体名	鳥取県、米子市、境港市	島根県	松江市
中国電力への回答日	平成28年6月17日	平成28年7月1日	平成28年7月1日

(2) 覚書に基づく島根県への回答 *平成28年6月17日に島根県から意見照会

関係自治体名	鳥取県	出雲市	安来市	雲南市
島根県への回答日	平成28年6月17日	平成28年6月27日	平成28年6月20日	平成28年6月20日

※鳥取県の回答に当たっては、米子市、境港市の意見を踏まえた内容を回答

(参考) 島根原発1号機の廃止措置等に係る主な経緯

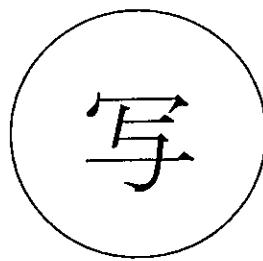
平成27年 3月 18日 中電が廃炉方針を決定。清水副社長（当時）が平井知事に説明
3月 19日 本県が中電、原子力規制庁、経済産業省に廃炉決定に対する申入れ等
4月 30日 営業運転を終了
5月 15日 本県が中電に安全確保について申入れ
5月 21日 本県が内閣府、原子力規制庁、経済産業省に原子力災害対策に関する要望
6月 4日 本県が原子力規制庁、経済産業省に安全確保に関する要望
12月 22日 安全協定を一部改定（廃止措置手続きの明確化）

平成28年 4月 28日 中国電力が本県に対して安全協定に基づき事前報告 ※知事から住民説明を要望
5月 10日 中電主催の島根県議会、自治体関係者向け説明会 ※大嶋対策監出席
5月 15日 新聞折込チラシ（県西部エリア）
5月 16日 平成28年度第1回原子力安全顧問会議
5月 17日 境港市議会（中電からの聞き取り）
5月 19日 米子市議会全員協議会（中電からの聞き取り）
5月 20日 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会 ※城平局長がオブザーバー出席
中電主催の住民説明会〔鹿島文化ホール（松江市鹿島町）〕
5月 21日 中電主催の住民説明会〔プラバホール（松江市西津田）〕
中電主催の住民説明会〔夢みなとタワー（境港市）〕
5月 22日 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議
5月 31日 鳥取県議会常任委員会
6月 8日 境港市議会全員協議会
6月 10日 米子市議会全員協議会
松浦松江市長が1号機を視察
6月 12日 P T会議（コアメンバー）・・・3首長意見交換
6月 15日 鳥取県議会全員協議会
6月 17日 中国電力への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ
島根県からの覚書に基づく意見照会
島根県への覚書に基づく意見回答
国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）
6月 20日 安来市、雲南市が覚書に基づき島根県に回答
6月 24日 溝口島根県知事が1号機を視察
6月 27日 出雲市が覚書に基づき島根県に回答
7月 1日 島根県、松江市が安全協定に基づき中国電力に回答
7月 4日 中国電力が、原子力規制委員会へ申請
*安全協定に基づき、申請したことについて本県等に報告
中国電力が境港市へ申請を報告
7月 5日 中国電力が鳥取県、米子市へ申請を報告

（別紙）

- 1 安全協定に基づく中国電力への回答（平成28年6月17日）
- 2 国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に対する要望（平成28年6月17日）
- 3 覚書に基づく島根県への回答（平成28年6月17日）
- 4 安全協定改定の申入れ（平成28年6月17日）

別紙 1



第 201600047798 号
防起第 622 号 - 1
受 境 自 第 33 号
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

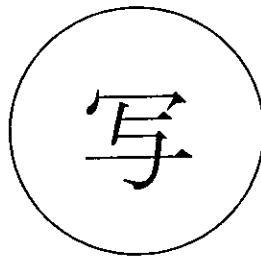
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 82 号、同第 83 号及び同第 84 号で報告のあつたこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不斷の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。



第 201600047799 号
防起第 622 号 - 1
受境自第 34 号
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について(回答)

平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 90 号、同第 91 号及び同第 92 号で報告のあつたこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成 25 年 12 月の 2 号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148743 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 莢田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求める。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 穴道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(写)

発米防第487号
平成25年12月17日

中国電力株式会社
取締役社長 刘田知英様

米子市長 野坂康夫

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成25年11月21日付電原総第25号で報告のあったことについては、島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、市議会、島根県及び境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続きに際し、本市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、本市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 実道断層などの活断層評価をはじめ、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 市民の安全第一を旨とし、本市や地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(写)

発境自第 91 号
平成25年12月17日

中国電力株式会社
取締役社長 荘田知英様

境港市長 中村勝治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

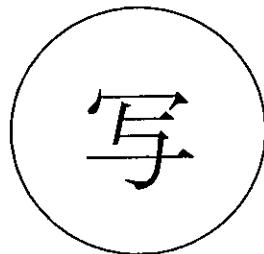
平成25年11月21日付電原総第26号で報告のあったことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、市議会、鳥取県及び米子市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続きに際し、本市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、本市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 市民の安全第一を旨とし、本市への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

別紙2

第 201600047798 号
防起第 622 号-1
発 境 自 第 52 号
平成 28 年 6 月 17 日



原子力規制委員長 田中俊一様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂康夫

境港市長 中村勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請の動き
を踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 17 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 1 号機の廃止決定においては、平成 27 年 3 月 19 日付第 201400197595 号により、貴委員会に要望を行ってきたところです。

については、今回、貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

別紙1

原子力規制委員会への要望

- 1 廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うこと。
- 2 島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。
- 3 廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。
- 4 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もつて行うよう審査及び指導すること。
- 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るように丁寧に説明すること。
- 6 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が全面に立って調整・支援すること。
- 7 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
- 8 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。

別紙2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

(写)

第 201400197595 号
平成 27 年 3 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に対する要望について

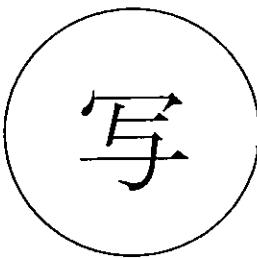
鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。



第 201600047799 号
防起第 622 号 - 1
発 境 自 第 54 号
平成 28 年 6 月 17 日

原子力規制委員長 田中俊一様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂康夫

境港市長 中村勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 17 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 2 号機の新規制基準適合性確認申請においては、平成 25 年 12 月 19 日付第 201300148745 号により、貴委員会に要望を行ってきたところです。

については、今回、貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、中国電力株式会社の今回の申請に対しても、新規制基準への適合性審査にあたっては、基準地震動に最新の知見を反映させるなど引き続き適切に対応するように強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

別紙

中国電力株式会社に対応を求める事項

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年1・2月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148745 号
平成 25 年 12 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり汚染水対策を適切に実施することなど 7 項目の意見を付しています。

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保するとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（U P Z）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（E M C）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
併せて、U P Z内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにU P Zが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<原子力発電所における防災対策の強化について>

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

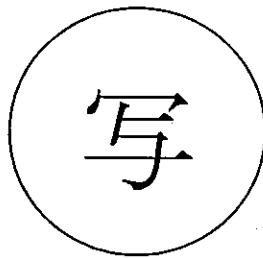
【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備すること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

別紙2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。



第 201600047798 号
防起第 622 号-1
発 境 自 第 53 号
平成 28 年 6 月 17 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請の動き
を踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 17 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 1 号機の廃止決定においては、平成 27 年 3 月 19 日付第 201400197757 号により、貴省に要望を行ってきたところです。

については、今回、貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

別紙 1

- 1 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。
- 2 中国電力株式会社に対し、廃止措置計画の審査結果（審査状況及び審査により追加・変更した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 3 中国電力株式会社に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 4 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。
- 5 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。
- 6 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
- 7 中国電力株式会社に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。
- 8 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

別紙 2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で相談の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講じること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

(写)

第 201400197757 号
平成 27 年 3 月 19 日

経済産業大臣 宮沢洋一様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定にともなう要望について

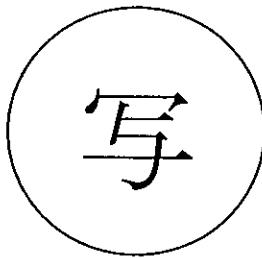
鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行いうよう指導すること。



第 201600047799 号
防起第 622 号-1
発 境 自 第 55 号
平成 28 年 6 月 17 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 17 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 2 号機の新規制基準適合性確認申請においては、平成 25 年 1 月 18 日付第 201300148746 号により、貴省に要望を行ってきたところです。

については、今回、貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、中国電力株式会社の今回の申請に対しても、引き続き適切に対応するように強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

別紙

中国電力株式会社に対応を求める事項

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148746 号
平成 25 年 12 月 18 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及ぶ得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

別紙1

経済産業省への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の再稼働に当たって】

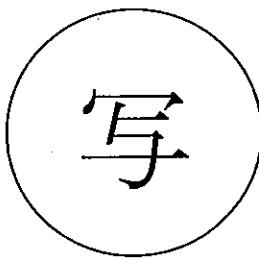
- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。



第 201600047800 号
防起第 622 号-1
発 境 自 第 56 号
平成 28 年 6 月 17 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 丸川珠代様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 野坂康夫

境港市長 中村勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直 流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 17 日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回、貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響があり得るという周辺地域の不安を勘案し、引き続き適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

※ 島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性申請時に対する原子力防災関係の要望については、平成 25 年 12 月、当該原子力防災業務を所管していた原子力規制委員会に対して行っています。

別紙1

内閣府（原子力防災）への要望

- 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き国が前面に立って調整・支援すること。
- 2 原子力発電施設については、廃止が決定された後も島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。

別紙2

中国電力株式会社に対応を求める事項

(島根原子力発電所1号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市、境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講じること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

- 10 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。
なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148745 号
平成 25 年 1 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

別紙 1

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保するとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所 2 号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもつて行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（U P Z）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EM C）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
併せて、U P Z内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにU P Zが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<原子力発電所における防災対策の強化について>

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

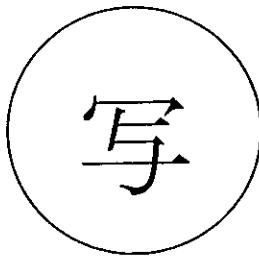
- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受け入れ先確保の仕組みを構築すること。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。



別紙3

第 201600047802 号
平成28年6月17日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成28年6月17日付原第175号で照会のあったことについて、米子市長及び境港市長の意見を踏まえて、別紙のとおり回答します。

については、中国電力株式会社に対する貴県の島根原子力発電所1号機廃止措置計画及び同2号機特定重大事故等対処施設等の設置の事前了解の判断に際し、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合、大きな影響を受けるおそれがある当県県民の心情をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

中国電力株式会社に対応を求める事項

(島根原子力発電所 1号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 4 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 6 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 7 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

- 8 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時に、覚書に基づき鳥取県が提出した意見に則り、引き続き適切に対応すること。なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148744 号
平成 25 年 1 月 17 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

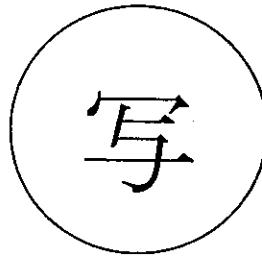
鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成 25 年 1 月 13 日付原第 545 号で照会のあったことについて、米子市長野坂康夫 及び境港市長 中村勝治 の意見を踏まえて、下記のとおり意見を提出します。貴職におかれましては、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合には、県境に関係なく大きな影響を受ける当県の県民の状況も御察しいただき、中国電力株式会社に対する貴県の新規制基準適合性確認申請の事前了解の判断に際して何卒御考慮をお願いいたします。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 実道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 5 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。



第 201600047801 号
防起第 622 号-1
発 境 自 第 57 号
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同等の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、平成 28 年 4 月 28 日に、貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）に関する事前報告がありました。このことを受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を 6 月 17 日に提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働や廃止措置への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

については、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同内容への改定について再度強く求めます。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第27報）

平成28年7月19日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機に係る原子力規制委員会での新規制基準適合性審査会合の審査状況等は次のとおりです。

<前回の報告（平成28年5月31日）以降の審査会合>

回数(開催日)	議題	概要
77回目 (H28.7.12)	[地震・津波] 耐震重要度分類※1 ※1 耐震重要度分類：施設の耐震設計上の重要度分類で、重要な順からS、B、Cクラスに区分	<中国電力の説明> 前回（76回目）の審査会合の説明（42系統・設備について耐震重要度分類をBクラスからCクラスに引き下げ）に対する指摘を踏まえ、大規模地震発生時における深層防護上の安全機能（原子炉減圧機能、原子炉冷却機能等）を有する復水系等の10系統・設備については、耐震重要度分類のCクラスへの引き下げをやめ、Bクラスのまとめる見直しの方針が説明された。（前回の42系統・設備の区分を一部細分化し、残る廃棄物処理系の34系統・設備については引き続きBクラスからCクラスに引き下げる方針） <原子力規制委員会のコメント> 耐震重要度分類の引き下げが、過去の設置変更許可等にどう影響するのか等を具体的に示すこと等のコメントがあった。
	[重大事故対策] 有効性評価	<中国電力の説明> 炉心損傷防止対策の有効性評価について、これまでの審査会合での指摘や先行プラントでの議論、安全性向上の観点等を踏まえ、注水後の除熱開始の評価タイミングを遅らせる等、評価条件等を見直すことについて説明が行われた。 併せて、これまでの審査会合での指摘事項に対して回答が行われた。 <原子力規制委員会のコメント> 全交流動力電源喪失における交流動力電源の考え方等について、審査ガイドへの適合性を詳細に説明すること等のコメントがあった。

- (別紙) 1 島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況
2 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況

*斜字：審査済

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等(4回)		4	主要な論点(24項目)を規制庁が提示。審査の進め方を確認。
地震対策(22回)	震源を特定して策定する地震動	13	データ拡充を求められ、H26.5~10及びH27.2~6に追加地質調査を実施。宍道断層の評価長さを約22kmから約25kmに見直し。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることで了(審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で了(審査済)。
	敷地の地質・地質構造	2	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことを説明(審査済)。
	基準地震動	0	—
	耐震設計方針	2	耐震重要度分類の変更について説明。
	地盤・斜面の安定性	0	—
津波対策(0回)	基準津波	0	—
	耐津波設計方針	0	—
重大事故対策(30回)	確率論的リスク評価(PRA)	4	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	3	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	10	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策(電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など)を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付メント設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ(銀ゼオライト)、弁を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
設計基準事故対策(22回)	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ(69m/s→92m/s)。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	4	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	1	設計上考慮すべき外部事象の選定について説明。
	保安電源設備	0	—
	静的機器の单一故障等	8	静的機器の单一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備について説明。
計		77	

*77回目は、「耐震設計方針」、「有効性評価」の回数にそれぞれ計上しており、計は一致しない。

<別紙2>

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
1回目	H26.1.16		申請の概要	H26.2.21(1)
2回目	H26.1.28		申請内容に係る主要な論点	
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価		H26.3.18(2)
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価		H26.4.21(3)
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)		
6回目	H26.4.16	地下構造評価		H26.5.21(4) H26.6.12(5)
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H26.7.2(6)
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動		
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)	H26.8.21(7)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計	
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)	H26.9.18(8)
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)		
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)	
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)	H26.10.9(9)
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定	
16回目	H26.10.14		有効性評価	
17回目	H26.10.16		外部火災(森林火災)	
18回目	H26.10.23		内部溢水	
19回目	H26.10.30		外部火災(産業施設、航空機墜落)	H26.11.27(10)
20回目	H26.11.6		有効性評価(保管場所、アクセスルート)	
21回目	H26.11.13		有効性評価	
22回目	H26.11.20			
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)	内部火災	
24回目	H26.12.4		有効性評価	H26.12.17(11)
25回目	H26.12.9		<現地調査>	
-	H26.12.19		有効性評価	H27.1.21(12)
26回目	H27.1.15			
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)	有効性評価	
28回目	H27.1.27		竜巻影響評価	
29回目	H27.2.3			H27.2.13(13)
-	H27.2.5-6	<現地調査>	緊急時対策所	
30回目	H27.2.10		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	
31回目	H27.2.19		圧力バウンダリ	
32回目	H27.2.24		フィルタベント系(主ライン、弁構成)	
33回目	H27.2.26		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)	H27.3.10(14)
34回目	H27.3.3		静的機器の単一故障(コメント回答)	
35回目	H27.3.5			
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)	有効性評価(燃料プール、運転停止中)	
37回目	H27.3.17		外部火災(コメント回答)	
38回目	H27.3.19		通信連絡設備	
39回目	H27.3.24		竜巻影響評価(コメント回答)	
40回目	H27.3.31		監視測定設備	
41回目	H27.4.2		フィルタベント系(運用方法等)	
42回目	H27.4.7		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)	H27.5.20(15)
43回目	H27.4.9		共用に関する設計上の考慮	
44回目	H27.4.21			
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造	解析コード	
46回目	H27.5.12			
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)	内部溢水(コメント回答)	
48回目	H27.5.21		フィルタベント系(コメント回答)	H27.6.8(16)
49回目	H27.5.28		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)	
50回目	H27.6.2		解析コード	
51回目	H27.6.9		原子炉制御室	
52回目	H27.6.11		火山影響評価	H27.6.24(17)
53回目	H27.6.12			
54回目	H27.6.19	敷地周辺陸域の活断層評価(重力異常に係わるコメント回答)	解析コード	
55回目	H27.6.23			
56回目	H27.6.30		確率論的リスク評価(コメント回答)	
57回目	H27.7.2		外部事象の考慮	H27.7.21(18)
58回目	H27.7.9			
59回目	H27.7.14		確率論的リスク評価(コメント回答)	
60回目	H27.7.16		フィルタベント系(コメント回答)	
61回目	H27.7.21		内部火災(コメント回答)	
62回目	H27.7.28			
63回目	H27.7.31	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	原子炉建屋内水素対策	H27.8.21(19)
64回目	H27.8.4		内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方	
65回目	H27.8.6			

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
66回目	H27.9.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H27.9.14(20)
67回目	H27.10.15		解析コード(コメント回答)	
-	H27.10.29-30	<現地調査>		H27.12.1(21)
68回目	H27.11.20	敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層)		
69回目	H27.12.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価)		H27.12.16(22)
70回目	H28.1.15	敷地の地質・地質構造(コメント回答)		H28.1.21(23)
71回目	H28.1.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H28.2.24(24)
72回目	H28.3.31		今後のBWRプラントの審査の進め方	H28.4.21(25)
73回目	H28.4.21		BWR審査における論点及び今後の審査の進め方	
74回目	H28.4.28		火山影響評価(コメント回答)	
75回目	H28.5.13	震源を特定して策定する地震動		
76回目	H28.5.26	耐震重要度分類		
77回目	H28.7.12	耐震重要度分類	有効性評価	H28.7.19(27)

[] : 今回の報告対象

消防防災ヘリコプター「だいせん」飛行中における無線アンテナの折損・落下事故の発生について

平成28年7月19日
消防防災課

平成28年6月18日（土）、鳥取県消防防災ヘリコプターが飛行中、機体から無線アンテナの一部が折損・落下する事故が発生しました。

現時点では、被害等の情報はありませんが、県民の皆様にはご心配・ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

早急に原因究明に努めるとともに、再発防止に取り組みます。

1 事故概要

(1) 日 時：平成28年6月18日（土）

飛行時間：午後1時52分（鳥取空港離陸）～午後3時19分（鳥取空港着陸）

※アンテナが落下した時間、場所は不明

(2) 飛行ルート：鳥取空港～海岸線（琴浦町）～伯耆町～米子市（淀江町）～海岸線～鳥取空港（次頁飛行経路図参照）

(3) 内 容

飛行後点検において、飛行前点検では異状のなかった「防災アナログ無線機アンテナ」が折れて一部無くなっていることを整備士が発見し、飛行中に落下したことが判明した。

なお、現時点で落下した部品は見つかっていない。

今回の事案は、航空法の規定に基づく国土交通大臣への報告義務ではなく、重大インシデント（航空、鉄道、船舶などの大惨事事故が発生するおそれがあると認められる状態）にも該当しない。

※航空法の規定では「航空機から脱落した部品が人と衝突した場合は国土交通大臣への報告義務」があることとされている。



← 落下アンテナの写真

品名：無線アンテナ（金属製）

落下部分（正常部品との比較）

長さ：16 cm、重さ：6.6g、

太さ：3.6 mm～3.8 mm

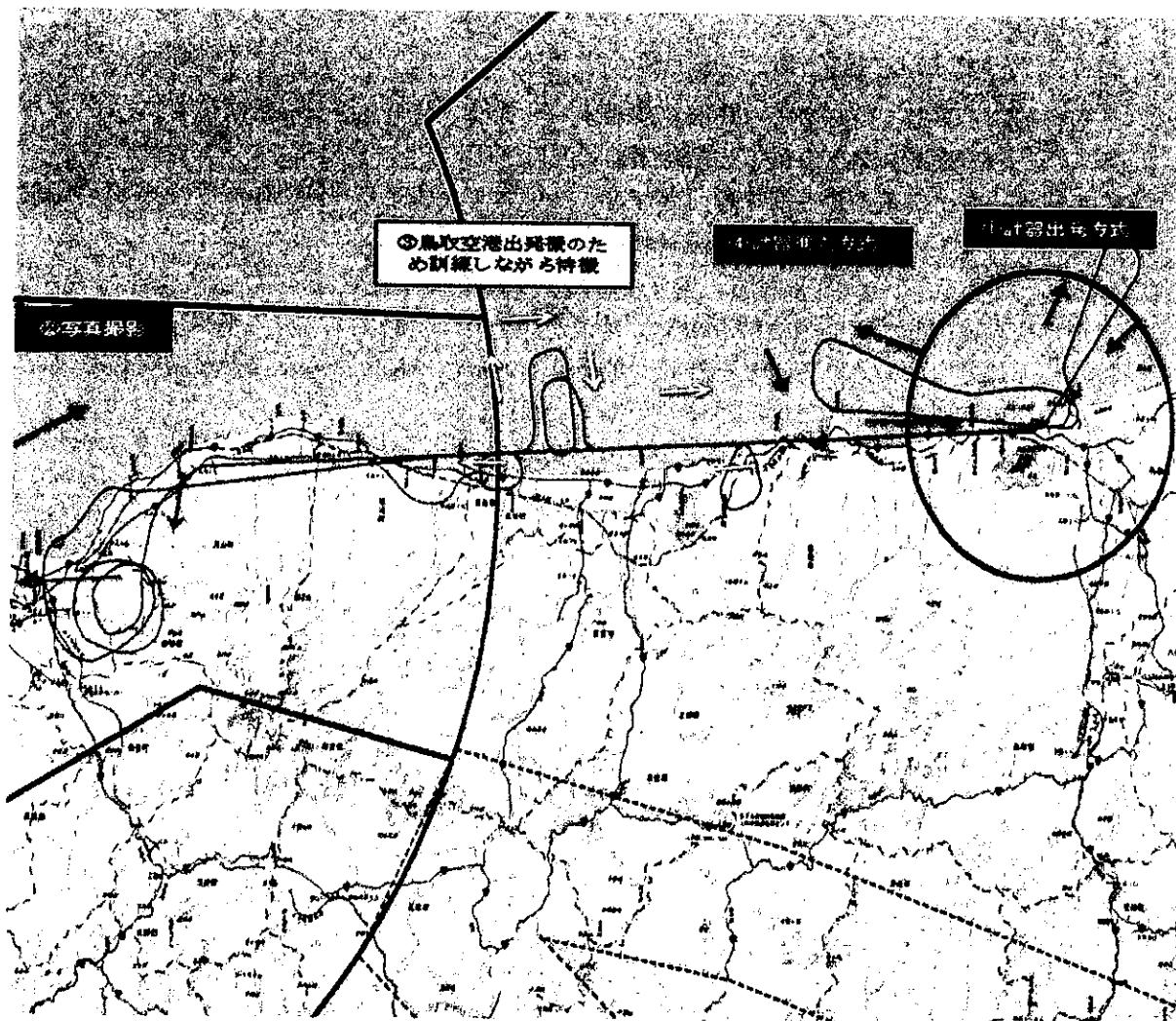
アンテナの取り付け位置↓



2 事故後の対応

- (1) 鳥取県警、県内消防局、関係市町村役場、海上保安本部美保基地にヘリ部品の落下について連絡し、併せて、被害等の情報が入っていないかどうか確認した。
- (2) 報道機関に事故の発生と部品発見時の連絡について資料提供した。
- (3) アンテナの形状から、曲がった部分に振動が集中したことが原因と思われる。機体更新から1年3ヶ月で腐食したとは考えにくく、メーカーに詳細な調査を指示している。
- (4) アンテナを予備の部品と取り替え、運航は再開した。なお、原因が判明し、抜本的な対策を講じるまでは、日常の点検を強化し、安全の確保を図っている。

飛行経路図（飛行ルートは矢印と実線）



鳥取県消防団の在り方検討委員会（第1回）の開催について

平成28年7月19日
消防防災課

団員数の減少や高齢化が進行している現状を踏まえ、消防団に女性をはじめ多様な方が加入できるよう環境を整えるための効果的な施策等について検討する鳥取県消防団の在り方検討委員会（第1回）を下記のとおり開催しました。

記

1 日 時 平成28年6月25日（土）午後1時00分から3時00分

2 場 所 鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室

3 委 員	分野	氏名	所属・役職	備考
消防団員	おおえ けんた 大江 健太	倉吉市消防団		
	ねぎな しんすけ 脇田 普輔	大山町消防団		欠席
	おはら ルミ 小原 ルミ	境港市消防団第6分団班長		
	しみず よしこ 清水 良子	三朝町消防団女性分団部長		
自治会	なかむら しょうご 中村 正吾	米子市彦名4区自治会班長		
自主防災組織	なかざわ かずひろ 中澤 一博	智頭町中原となり組		
団員家族	おかむら ゆきこ 岡村 由季子	—		
協力事業所	ふくだ けんじ 福田 健治	鳥取空港ビルサービス株式会社代表取締役	代理	
学生	さわぐち さり 沢口 沙理	鳥取大学地域学部地域政策学科		欠席

- 4 主な意見
- 消防団には、「上下関係が厳しい」、或いは「操法訓練が大変」といったかつてのイメージが残っている。今の消防団活動をPRし、誤ったイメージを払拭すべきである。
 - 地域での防災訓練を消防団と一緒にを行うなど、消防団のことをよく知つてもらえば、団員の確保につながるのではないか。
 - 女性団員が増えているが、女性が行う活動内容が周知されていないうえ、時間を取りられるということで、勧誘の際の支障になっている。
 - 消防団活動には、家族や職場の理解や協力が不可欠である。特に、子供が小さい間は消防団活動と家庭生活の両立は大変である。
 - 消防署から離れた中山間地域では、消防団が頼りである。消防団が活躍できるよう、報酬や装備品等の充実を図る必要がある。

5 今後の予定 7月下旬：第2回検討委員会

第1回委員会で提示された意見を踏まえ、「女性や若者をはじめとして広く消防団に加入してもらうための方策」、「家庭や仕事と消防団活動を両立させるための方策」について検討

9月上旬：第3回検討委員会

検討結果のとりまとめ

平成28年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施について

平成28年7月19日
消防防災課

大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力向上を目的として平成8年度から毎年実施している標記訓練を、平成28年度は鳥取県で下記のとおり実施します。

なお、鳥取県での実施は3回目となります。

記

1 訓練日時

平成28年10月29日（土）9：00～30日（日）13：00

2 訓練会場

倉吉市（天神川河川敷）を主会場とし、三朝町役場周辺、向山清掃工場跡地、鳥取県消防学校、鳥取空港、米子空港、各消防局、県庁災害対策本部室等、県内各地で実施

3 訓練参加者等（総勢1,000名程度が参加を予定）

（1）参加部隊・機関

消防庁、中・四国各県及び兵庫県緊急消防援助隊、広島市・岡山市・神戸市・京都市消防局
地元消防団、陸上・航空自衛隊、鳥取県警察本部、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、DMA T指定医療機関、日本赤十字社鳥取県支部 等

（2）来賓等（予定）

国会議員、県議会議員、中部圏域の市町長・議会議員 等

4 訓練想定

平成28年10月29日（土）午前9時 震源断層倉吉南方断層、鳥取県東伯郡三朝町を震源とするM7.2及び震源断層鳥取県西部断層、鳥取県米子市を震源とするM7.3の連動した直下型地震が発生した。

この地震により鳥取県中部地区・鳥取県西部地区において、多くの家屋、建築物の倒壊、火災、土砂崩れ、地すべり等が発生している。また、これらの被害による死者・負傷者が多発発生しており、人的被害、建物被害が今後さらに拡大する模様であり、鳥取県内の消防力のみでは対応が困難であることから緊急消防援助隊の応援を要請する。

その後、この地震の余震により、鳥取県沿岸部において津波が発生し、津波による浸水被害、孤立地域、家屋等の流出により、さらに被害が拡大し甚大なものとなっている。

5 主な訓練項目

※アンダーラインは鳥取県の機関が直接参加する訓練

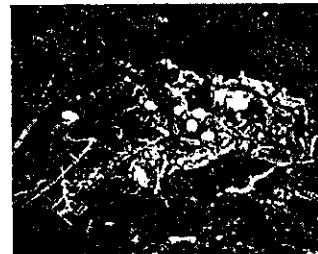
10月29日（土）	10月30日（日）
<u>本部等設置運営訓練</u>	<u>本部等運営訓練</u>
部隊収集訓練	災害情報収集・伝達訓練
初動活動訓練	道路啓開訓練
後方支援活動訓練	津波不明者捜索救助訓練
夜間訓練	土砂災害・多重衝突事故対応訓練
部隊運用訓練	座屈建物救出訓練
	中高層建物火災・大規模火災対応訓練
	<u>D M A T 活動訓練</u>
	<u>ヘリコプター消火・救急搬送訓練</u>

6 その他（打合せ会議の開催）

訓練参加部隊・機関による打合せ会議を7月25日（月）に中部総合事務所で開催し、訓練概要の説明と訓練実施に向けた打合せを行うこととしています。

【参考1：緊急消防援助隊の概要】

- 平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による応援体制を構築するため、平成7年6月に創設された。
- 平成28年4月1日現在の登録部隊数は、全国で5,301隊。
(うち鳥取県は44隊)



【参考2：これまでの鳥取県緊急消防援助隊の活動実績】

- 陸上隊…東日本大震災（H23.3）、熊本地震（H28.4）
- 航空隊…福井県豪雨災害（H16.7）、東日本大震災（H23.3）、
広島市土砂災害（H26.8）、熊本地震（H28.4）



【参考3：中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の概要】

- 大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的として、平成8年度から毎年実施。
- 全国を6ブロックに区分し、各ブロック構成都道府県の持ち回りで合同訓練を実施。
⇒本県は中国・四国ブロックに所属
⇒平成26年度は岡山県、平成27年度は香川県で実施
○鳥取県での開催は3回目（H11、H19、H28）

